

ヘイトスピーチ解消に向けた取組

- 平成28年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。
- 街頭デモなどは減少傾向であるものの（※）、インターネット空間を含め、人種や民族等を理由とする不当な差別的言動がいまだ存在している。※令和5年警察白書より
- 法務省の人権擁護機関では、法律の理念を踏まえ、啓発活動等、ヘイトスピーチ解消に向けた取組を行っている。

【ヘイトスピーチ解消法の概要】※ 議員立法

（平成28年6月施行）

前文

近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われており、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるなどしている。（中略）

本法は、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言し、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するものである。

定義（第2条）

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、（中略）本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

基本理念、国及び地方公共団体の責務、相談体制の整備、教育の充実等、啓発活動等（第3条～第7条）

※ 理念法であり、差別禁止規定や罰則の定めはない。

衆議院及び参議院法務委員会附帯決議

第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤り。

【法務省の人権擁護機関の取組】

○啓発活動

- インターネット上での啓発活動
 - ・ ホームページを活用した啓発活動（ヘイトスピーチ解消法の条文等の参考情報や啓発動画の掲載等）
 - ・ SNSアカウント X、LINE、Facebook による情報発信（コラム等の配信）
- ポスター、リーフレット等による啓発活動



（令和3年6月リニューアル）

○関係省庁・地方公共団体との連携

- ヘイトスピーチ対策専門部会の開催（年1回程度開催）
国と地方公共団体との間で、ヘイトスピーチの実情及び取組等について情報共有・意見交換を実施

【第7回専門部会（令和5年10月開催）の概要】 （参加機関）

法務省、警察庁、総務省、外務省、文部科学省（計5省庁）
東京都、東京都新宿区、国立市、川崎市、相模原市、愛知県、大阪府、大阪市、京都府、京都市、福岡県など（計17団体）
（内容）

インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組など